

所得の変動により市・県民税の減額措置を受ける方は 減額申告をお忘れなく！

税源移譲により、多くの方は平成19年度の市・県民税の税額が上がり、所得税の税額は下がりました。

しかし、所得の変動などにより、19年分の所得税が課税されない方は所得税の軽減を受けられず、市・県民税のみが増加することになります。このような方を対象に、19年度分の市・県民税から、税源移譲により増額となった市・県民税相当額を減額し、納付済のときは還付、または減額します。

減額措置を受けるためには、平成19年1月1日にお住まいの市町村へ「市・県民税減額申告書」を提出してください。提出されないと、市・県民税から還付、または充当することができませんので、該当する方は必ず申告してください。

減額措置適用の可否については、申告期間終了後、約1～2カ月後に決定し、通知します。

問 課税課市民税係（☎826-1111 内線2231、2236）



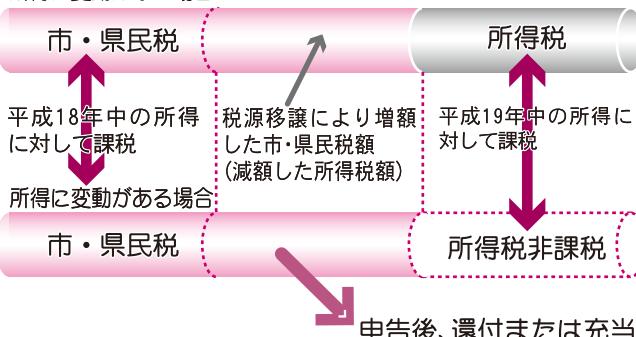
所得の変動に伴う市・県民税の減額措置

【平成18年度・税源移譲前】

市・県民税 所得税(平成18年中の所得に対して課税)

【平成19年度・税源移譲後】

所得に変動がない場合



所得に変動がある場合

市・県民税 所得税非課税

申告後、還付または充当

申告書の受付期間／7月1日(火)～31日(木)

午前8時30分～正午、午後1時～5時（土・日、祝日を除く）

対象者／平成19年1月1日現在、市内に居住していた方で、次の2つの要件を満たす方

- ①所得税との人的控除額の差の合計<19年度市・県民税の課税所得金額
- ②所得税との人的控除額の差の合計≥20年度市・県民税の課税所得金額

提出方法／課税課に郵送または直接（申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入）

持参するもの／はんこ

※申告書は課税課にありますが、課税課(市民税係)のホームページからもダウンロードできます。

所得税と市・県民税の人的控除差

人 的 控 除		所 得 税	市・県民税	差 额
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額が40万円超45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

※該当すると思われる方は、平成19年分の所得の状況の確認が必要ですので、収入の有無にかかわらず市・県民税の申告、または確定申告をしてください。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出された方で、20年1月1日現在、国内に居住していない方は、この経過措置は適用されません。

また、人的控除以外の控除が増えた方や住宅ローン控除などの適用を受けた方で所得税が課税されない方も適用されません。

※平成19年度市・県民税の課税所得金額が高額な方は、減額にならない場合があります。